

労働派遣法第 30 条の 4 第1項に基づく労使協定に関する事項

1. 労使協定締結の有無 有
2. 労使協定の有効期限 2021年(令和3年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日
3. 労使協定対象者の範囲 労使協定の対象者は、当社が雇用して派遣就業する全ての従業員に適用する。